

○被疑者取調べの監督に関する訓令

(平成21年3月10日島根県警察訓令第5号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 被疑者取調べの監督
 - 第1節 被疑者取調べ予定の連絡（第7条）
 - 第2節 確認等（第8条－第10条）
 - 第3節 苦情の通知（第11条）
 - 第4節 巡察（第12条）
 - 第5節 取調べ状況の確認結果等の報告（第13条・第14条）
 - 第6節 調査結果の通知に対する措置の連絡（第15条）
 - 第7節 都道府県警察間の連絡（第16条）
- 第3章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、被疑者取調べの監督に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督補助者 規則第4条第2項に規定する取調べ監督官の職務を補助する者をいう。
- (2) 捜査部門 警察本部（以下「本部」という。）にあっては犯罪捜査を担当する課、島根県警察交通機動隊及び島根県警察高速道路交通警察隊（以下「本部犯罪捜査担当課」という。）を、警察署にあっては犯罪捜査を担当する課及び地域課（課の置かれていない警察署にあっては係）をいう。
- (3) 監督部門 警務部総務課（以下「本部総務課」という。）及び警察署の総務課（課の置かれていない警察署にあっては係）をいう。
- (4) 警察署等 警察署及び本部の捜査部門をいう。

（取調べ監督官の指名等）

第3条 取調べ監督官は、本部に置かれる取調べ室に係るものについては、本部総務課の警部以上の階級にある警察官のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する者とし、警察署に置かれる取調べ室に係るものについては、警察署の副署長、調整官、次長又は総務課長のうちから警察署長（以下「署長」という。）が指名する者とする。

2 警務部総務課長（以下「本部総務課長」という。）又は署長は、取調べ監督官の指名状況を取調べ監督官指名簿（様式第1号）に登載し、変更が生じたときは、その都度、

これを整理しなければならない。

- 3 署長は、前項の規定により取調べ監督官指名簿の整理をしたときは、その写しを本部総務課長に送付しなければならない。

(監督補助者の指名等)

第4条 本部長又は署長は、監督補助者を指名することができる。

- 2 本部総務課長又は署長は、監督補助者の指名状況を監督補助者指名簿(様式第2号)に登載し、変更が生じたときは、その都度、これを整理しなければならない。
- 3 署長は、前項の規定により監督補助者指名簿の整理をしたときは、その写しを本部総務課長に送付しなければならない。

(巡察官の指名等)

第5条 巡察官は、本部総務課の警部以上の階級にある警察官のうちから本部長が指名する者とする。

- 2 本部総務課長は、巡察官の指名状況を巡察官指名簿(様式第3号)に登載し、変更が生じたときは、その都度、これを整理しなければならない。

(取調べ調査官の指名等)

第6条 取調べ調査官は、本部総務課の警視の階級にある警察官のうちから本部長が指名する者とする。

- 2 本部総務課長は、取調べ調査官の指名状況を取調べ調査官指名簿(様式第4号)に登載し、変更が生じたときは、その都度、これを整理しなければならない。

第2章 被疑者取調べの監督

第1節 被疑者取調べ予定の連絡

(被疑者取調べ予定の連絡)

第7条 捜査部門は、被疑者取調べが予定されている場合において、犯罪捜査に支障を生じない範囲で、当該被疑者取調べの監督を担当する取調べ監督官が所属する監督部門に、その旨及びその内容を連絡するものとする。

- 2 捜査部門は、予期しない被疑者取調べが行われることとなった場合においても、少なくとも、当該取調べを行う旨の連絡がなされるような措置を講ずるものとする。

第2節 確認等

(取調べ状況の確認等)

第8条 捜査主任官は、取調べ状況報告書の記載内容を確認し、当該被疑者取調べの監督を担当する取調べ監督官に対してその写しを交(送)付するものとする。

- 2 前項の規定による交(送)付を受けた取調べ監督官は、その写し及び事件指揮簿の閲覧その他の方法により、規則第6条第1項の規定による被疑者取調べの状況の確認(以下「取調べ状況の確認」という。)を行うものとする。
- 3 取調べ監督官は、他の警察署等で捜査中の事件に係る被疑者取調べの監督を担当する場合において、前項の取調べ状況の確認を行うに当たっては、当該他の警察署等の取調べ監督官等と緊密に連絡しなければならない。
- 4 取調べ監督官は、規則第6条第1項に規定するその他の方法として取調べ室の外部からの視認を行ったときは、その結果を視認結果記録簿(様式第5号)に記録しなければならない。

(捜査主任官に対する通知等)

第9条 取調べ監督官は、規則第6条第2項の規定による通知をしたときは、その旨及びその内容を通知・措置要求等記録簿(様式第6号)に記録しなければならない。

(現に監督対象行為を認めた場合の措置等)

第10条 取調べ監督官は、規則第6条第3項又は第4項の規定による措置を講じたときは、本部総務課長又は署長まで報告した上、その旨及びその内容を通知・措置要求等記録簿に記録しなければならない。

2 捜査主任官は、規則第6条第3項又は第4項の規定による措置を講じたときは、その旨及びその内容を措置結果等記録簿(様式第7号)に記録しなければならない。

第3節 苦情の通知

(苦情の通知)

第11条 被疑者取調べについて、捜査員が苦情の申出を受けたときは捜査主任官に、留置業務に従事する職員が苦情の申出を受けたときは留置主任官に、その他の警察職員が苦情の申出を受けたときはその上位の職にある警察職員にそれぞれ報告するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた捜査主任官、留置主任官及び上位の職にある警察職員(以下「警察職員等」という。)は、速やかに、所属する警察署(本部に勤務する警察職員等にあつては本部総務課)の取調べ監督官にその旨及びその内容を通知しなければならない。

3 前項の通知を受け、又は自ら苦情の申出を受けた取調べ監督官は、当該苦情の申出に係る被疑者取調べが監督を担当するもの以外のものであるときは、当該被疑者取調べの監督を担当する取調べ監督官に、当該苦情の申出を受けた旨及びその内容を通知しなければならない。

4 取調べ監督官は、前2項の通知を受け、又は自ら苦情の申出を受けた場合において、当該苦情に係る被疑者取調べが監督を担当するものであるときは、速やかにその旨及びその内容を本部総務課長に報告しなければならない。

第4節 巡察

(巡察)

第12条 巡察官は、必要があると認めるときは、管轄区内の取調べ室への巡察を行うものとする。

2 巡察官は、巡察を行ったときは、その結果を巡察結果報告書(様式第8号)により本部長へ報告しなければならない。

第5節 取調べ状況の確認結果等の報告

(取調べ状況の確認結果の報告)

第13条 本部総務課長又は署長は、その指揮に係る被疑者取調べの監督に関し、取調べ状況の確認を行った結果を、本部長に(署長にあつては、本部総務課長を經由して本部長に)報告しなければならない。

(取調べ監督官が講じた措置の報告)

第14条 規則第9条第2項の規定による報告は、通知・措置要求等記録簿及び措置結果等記録簿の写しを送付することにより行うものとする。

第6節 調査結果の通知に対する措置の連絡

(調査結果の通知に対する措置の連絡)

第15条 規則第10条第3項の規定による通知を受けた本部犯罪捜査担当課の長又は署長は、措置を講じたときは、その旨及びその内容を本部総務課長に連絡するものとする。

第7節 都道府県警察間の連絡

(都道府県警察間の連絡)

第16条 取調べ監督官は、他の都道府県警察が捜査を担当する被疑者取調べが、自署に(本部総務課の取調べ監督官にあつては本部に)置かれる取調べ室において行われる場合において、当該他の都道府県警察の取調べ監督官から取調べ状況の確認及びその結果の通知の依頼を受けたときは、適切に応じるものとする。

2 取調べ監督官は、監督を担当する被疑者取調べが他の都道府県警察に置かれる取調べ室において行われるときは、必要に応じ、当該他の都道府県警察の取調べ監督官に取調べ状況の確認及びその結果の通知を依頼するものとする。

3 本部犯罪捜査担当課は、犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号)第4条の規定による共助の依頼を行い、又は受けた結果、前2項の被疑者取調べが予定されている場合は、本部総務課に連絡するものとする。

4 前項の規定による連絡を受けた本部総務課は、第1項の被疑者取調べが警察署に置かれる取調べ室で予定されている場合又は第2項の被疑者取調べが警察署が捜査を担当している場合は、それぞれ当該警察署の監督部門に連絡するものとする。

第3章 雑則

(委任)

第17条 この訓令に定めるもののほか、被疑者取調べの監督に関し必要な細部事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月20日島根県警察訓令第37号)

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和元年5月29日島根県警察訓令第2号)

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日島根県警察訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式 [略]